

第9回 藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成27年3月13日（金） 午前10時00分～午前11時15分

場 所：藤枝市役所 3階 303会議室

出席委員：松永委員長 鈴木正副委員長 石間委員 瀧下委員 井原委員 片山委員
松山委員 鈴木芳委員 鈴木英委員 白ヶ谷委員 殿村委員 渡邊委員

議 事：(1)「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21」について

(資料1-1、1-2に基づき事務局が説明)

質疑なし

議 事：(2) 特定教育・保育施設のみなし確認について

(資料2に基づき事務局が説明)

委 員： 定員オーバーが3年続くと施設型給付費が減額されるという事であったが、定員の変更というものは容易に出来るのか。

事務局： 定員の変更については県への届出が必要になる。市の意見も付して提出することになるが、面積基準、人的基準を満たしていれば変更は可能である。

議 事：(3) 地域型保育事業の認可について

(資料3に基づき事務局が説明)

委 員： 地域型保育事業の設置主体はどのようなところか。

事務局： 資料3ページ目の小規模保育A型は1、3、4、5、7番は個人、2番は宗教法人、6、8番は株式会社。資料4ページの小規模保育C型、家庭的保育事業は全て個人。

委 員： 適合証明とは何か。

事務局： 認可外保育所については県が年1回立ち入り調査をしており、県の指導監督基準に基づき監査をし、その基準を満たしている施設については証明書が交付される。証明を持っていないければ保育所の運営が出来ないというものではない。

委 員： その適合証明がとれていない施設があるというのはどういった理由か。安全面で大丈夫なのか。

事務局： まず基準として人的基準があり、常時2人以上の保育従事者が必要で1/3以上が保育士資格を持っている必要がある。当然、この基準を満たしていない施設はない。適合証明が出ていない理由としては、職員の健康診断の未実施等で保育面より運営面での指摘が多いのではないのか。

委 員： 来年度からは市が監査するのか。

事務局： 認可外保育所については、従前どおり県が監査する。

委 員： 認可外保育所が認可に移行する場合のプロセスは市が関わっていくのか。

事務局： 認可保育所を目指す場合は、県の認可になるので県が主に関わっていく。市の認可を受ける小規模保育の場合は、市が関わるが、どちらの場合でも相談・サポートはしていく。

委員： 認可外保育所以外にも言えることなのだが、保育士が体調不良等で急遽保育に従事できない場合など、代替の保育士は足りているのか。

事務局： 市が認可する地域型保育事業については代替の保育士の状況も確認しているが、認可外保育所についてはそこまでの把握はしていない。

委員： 保育士が足りていないという可能性があるのか。

事務局： 県が立ち入り調査の際にタイムカード等で勤務体制も確認しているが、保育士が足りていないという状況は聞いていない。

委員： 認可外保育所は自らの将来をどのように考えているのか。認可を目指して保育の質や人の確保に努めていくのか。市の方で啓発の様な事はしていくのか。

事務局： これまでも認可外保育所を対象として説明会等を開催し、新制度移行の条件や情報は提供しており、個別にも相談を受けている。ただ、自園調理のハードルが高く、施設整備や新たに人を雇って移行するところまで至っていないところもある。中には新制度には移行せず、自分達で運営していきたいと考えている施設もある。

市としては計画の中で、地域型保育事業の拡充を考えているので、継続して働きかけを行っていく。

委員： 介護と同様で需要があるからという気軽な気持ちで始められてしまうと藤枝市全体としてのイメージが低下してしまう恐れがある。それでは保育を充実させようという計画が本末転倒になってしまうので、認可外は市の直接の管轄ではないと思うが、気にかけて欲しい。

委員： 計画書が完成して一段落ではあるが、これからが始まりで、今後の細やかな進行管理が必要。この新制度については見切り発車の点も否めず、不十分な点もあるかと思う。この計画書どおりに進めるのが目的ではなく、より良い方向に進むように見直しをお願いしたい。

委員： 一番大切な事は、保護者の意識や子育ての意識を高めていく事である。施設が出来て恩恵を受けるだけではなく、さらに社会貢献をしたり、地域を交えて子育てをしたりする意識付けをしていくことが重要。そういった働きかけも是非お願いしたい。

事務局： ご意見をいただいたとおり、これからが重要だと認識している。PDCAサイクルを取り入れる中で皆様方から意見を頂戴し、より良い計画にしていきたい。

議 事：報告事項（１）子ども・子育て支援新制度に関する条例・規則について

（２）平成２７年度藤枝市子ども・子育て会議開催スケジュールについて

（３）特定教育・保育施設等の利用者負担について

（資料４～６に基づき事務局が説明）

質疑なし

（１１時１５分議事終了）